

# 下京区 修徳景観づくり協議会

## ～意見交換の概要～

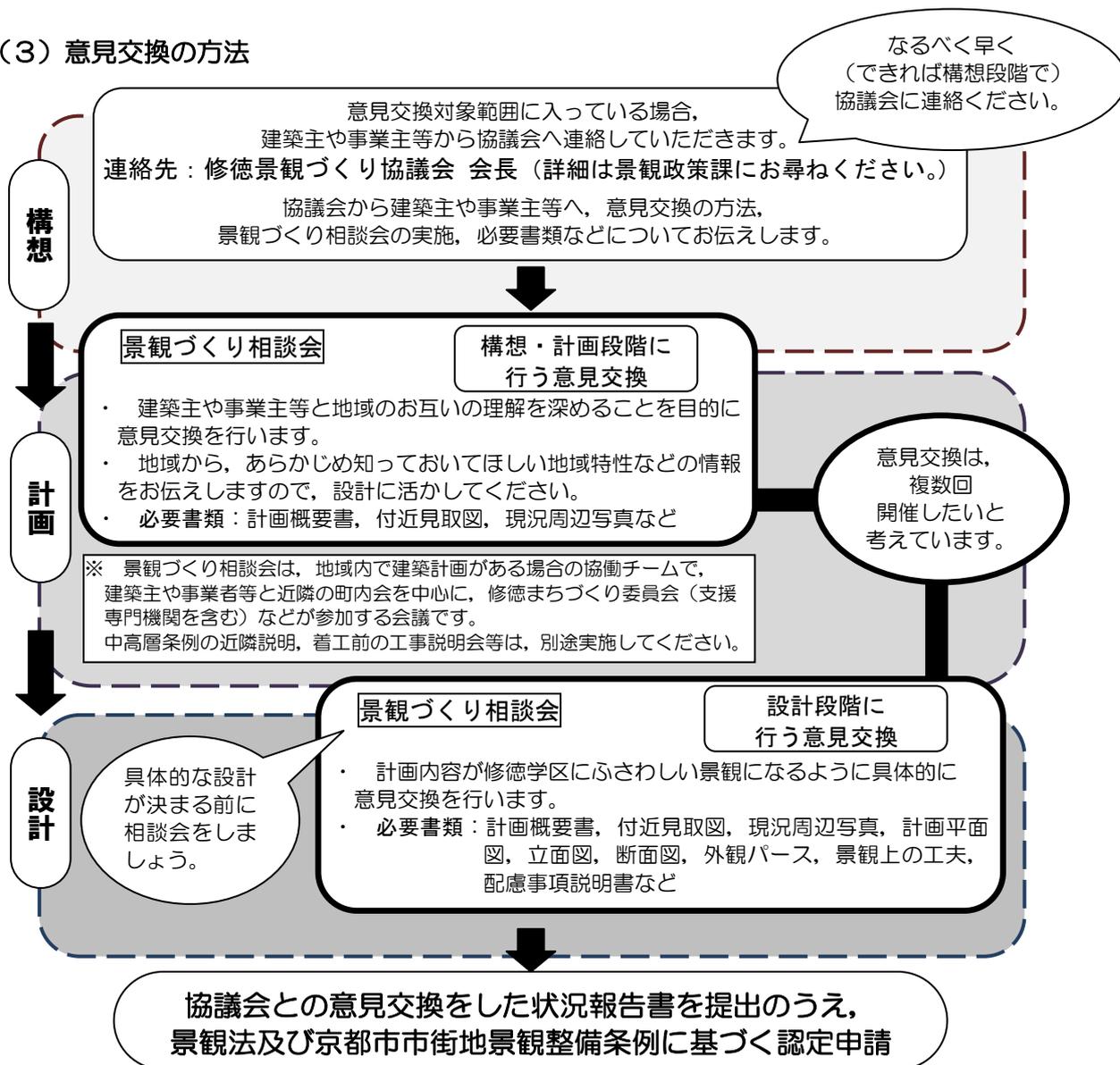
### (1) 意見交換の対象となる範囲（地図は裏面）

京都市下京区藪下町，富永町，中野之町，亀屋町，布屋町，月見町，材木町，小田原町，徳万町，元両替町，坂東屋町，長刀切町，玉津島町，弁財天町，御供石町，高砂町，五條烏丸町，悪王子町，大堀町，吉水町，俊成町，玉屋町，大江町，深草町

### (2) 意見交換の対象となる行為

修徳学区（景観づくり協議地区）内で，建築物や工作物（京都市市街地景観整備条例第2条に定める第1類工作物及び第2類工作物）を新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合

### (3) 意見交換の方法



#### (4) 協議会の概要

修徳景観づくり協議会では、景観づくりを主体として、修徳学区の町や通りの個性を踏まえた美しい町並みの景観形成を通して、人と人がつながり合うコミュニティづくりを推進することを目的として、修徳まちづくり委員会と連携した活動が行われます。

この地域の良さを活かし、将来にわたって学区民が安全で安心して暮らすことのできる、魅力的な景観や環境を形成するまちづくりを目指し、「修徳まちづくり憲章」を定め、学区民の話し合いのもと、活動をされています。

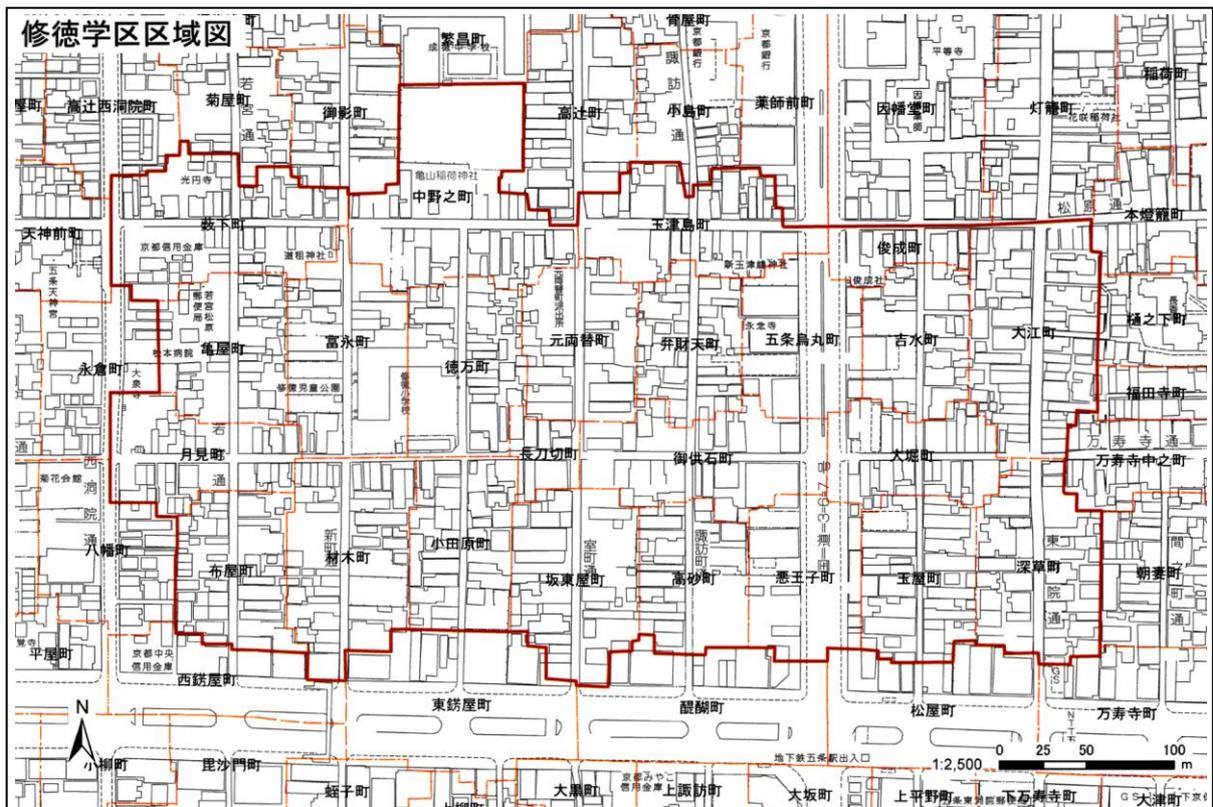
#### (5) 計画書の概要

修徳景観づくり計画書では、景観まちづくりの基本方針として、「名所、旧跡の活用」、「景観づくりのためのネットワークづくり」、「賑わいづくりのための景観づくり」、「町家の保存と京都らしさへの配慮」を掲げています。また、「通りの景観」、「単体のデザイン」、「遠くからの町並み」という3つの視点から町並みのルールを作成し、それぞれの町や通りの固有性をふまえた魅力的な町並みの形成を目指しています。

ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0.html>)。



問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 Tel 075 - 222 - 3397